

「歯科保健医療ビジョン（素案）」について

1 概要 <参考資料1 スライド3～5>

(1) 「歯科保健医療ビジョン」

- 高齢化の進展や歯科保健医療を取り巻く環境の変化に伴って、既に歯科保健医療の需要に変化が生じており、外来中心であった歯科医療の提供体制に加えて、病院の入院患者や居宅の療養者等に対する体制を構築することが求められている。
- このため、これまで歯科医療機関あるいは歯科専門職種で完結していた歯科医療は、地域包括ケアシステムに象徴されるような他職種や他分野との連携が必要とされており、歯科分野においても、こうした動きに柔軟に対応していく必要がある。
- こうした視点を踏まえつつ、本検討会では、これまで議論した、歯科医師の需給問題、女性歯科医師の活躍、歯科医療の専門性で議論した内容に加え、各職種で検討されている内容等も踏まえ、今後、本検討会で示す中間報告の一部として、歯科保健医療の需要を踏まえたあるべき歯科保健医療の提供体制等を「歯科保健医療ビジョン」として示す。

(2) 今後の歯科保健医療の需要

- 歯科医療の需要は、今後の人口動態（2025年には団塊の世代が75歳を迎え、その後、高齢者人口は2040年頃をピークに減少）に大きく左右されること等を勘案し、より詳細に予測する必要がある。
- う蝕等の歯科疾患の罹患状況の改善に伴い、今後は従来型の歯の形態回復に特化した治療の需要は減少し、機能回復や歯科疾患等の予防に対する需要が増加することが予想。このため、人口動態に加え、各ライフステージにおける歯科医療の需要や個々の患者の特性に応じた歯科医療提供体制を構築すべき。なお、構築にあたっては、フレキシブルな勤務形態が確保できるような体制づくりが必要。
 小児：疾患の軽症化に伴う予防の充実と食べることを含めた口腔機能の成長発育の視点
 成人：増加する歯周病の予防・重症化予防に加え機能回復の視点
 高齢者：根面う蝕や歯周病の予防・重症化予防に加え機能回復の視点と、食生活等の日常生活の支援
- 各ライフステージの需要を踏まえ、効果的な歯科医療を提供する観点から、エビデンスのより高い治療技術を確立し、現場へ普及・定着していくことが急務。なお、歯科医療の普及・向上の観点から、単に臨床で診療に関わるだけでなく、研究分野等、様々な分野で活躍できる人材育成を行う。
- 更に、歯科医療技術の進歩や症例の多様化等により、国民や患者からは、歯科診療所や病院の歯科医師の経験や専門的能力、医療安全対策への取り組み状況等の情報に関する需要が高いことから、客観的指標で情報提供していくことが必要。また、居宅や介護保険施設等での在宅歯科医療は、当面需要の増加が予想されるため、依然として財政措置が急務。

2 地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関の役割

<参考資料1 スライド6>

(1) 全体

- 地域包括ケアシステムの構築を進める上で、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する、周術期等の口腔機能管理や在宅歯科医療を中心とした医科歯科連携を通じて、歯科医療の果たす役割を明示する。その際、地域を仮想病院として捉えて各々の役割について検討を行うことが必要。
- 在宅歯科医療の提供に際しては、限られた機材の下で適切な歯科診療を行うための歯科医師のスキル向上や、在宅等における歯科医療ニーズの適切な把握を実施すべき。
- 歯科衛生士、歯科技工士との連携も重要であり、人材確保が不可欠。なお、歯科衛生士については、歯科疾患の予防の需要増加により、歯科医師と歯科衛生士との協働した業務のあり方の検討を行うことが必要。

(2) 歯科診療所

- 歯科診療所は、今後の患者ニーズに対応するために、外来診療に加えて、病院や在宅等における訪問診療が求められており、歯科診療所の実態に合わせて、適宜、他の歯科診療所との連携を図るなどの役割分担を図る。
- 歯科治療の前提として医療安全や医療倫理等の全てを担う義務があるが、例えば、「地域医療連携推進法人制度」の活用等、複数の歯科診療所がグループ化することで、個々の負担を軽減しつつ一定程度の事業規模や機能分担が確保。また、多様な働き方の推進も期待。

(3) 病院

- 歯科診療所の後方支援機能を担う病院歯科の体制強化に努めるとともに、病院における歯科医師の役割や業務を明確にし、病院における歯科医療の向上に資する取組を推進する。

3 あるべき歯科医師像やかかりつけ歯科医の機能・役割

<参考資料1 スライド7～9>

(1) あるべき歯科医師像

- 次世代を担う歯科医師が学生時代に、臨床研修後の歯科医師像について現状と異なる多様なキャリアパスを描けるような仕組みを構築する。
- 国民に対して歯科医師の資質が確保されていることを明示するため、国家試験合格率等が著しく低く、医育機関としての機能等を十分に発揮できていない一部の大学は、入学定員の削減や厳正な入学者の選抜基準に改めるべき等の対応が必要。
- 歯科医師として求められる基本的な資質・能力として、プロフェッショナリズム、チーム医療の実践、医療の質と安全の管理等は、歯科医師は年齢や勤務形態に関わらず、生涯にわたり能動的に自己研鑽を積むことが必要。加えて、国民に対して安全・安心な歯科医療を提供するために、医療

安全、倫理、関係法規等は、全ての歯科医師が標準的な内容として繰り返し研修を受講すべき。

(2) かかりつけ歯科医の機能・役割

- かかりつけ歯科医は、歯科保健医療サービスを提供する時間帯、場所、年齢が変わっても、切れ目なくサービスを提供することや、患者が求めるニーズにきめ細やかに対し、安全・安心な歯科保健医療サービスを提供することが求められる。
- なお、かかりつけ歯科医の3つの機能として、住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目ない提供体制の確保、他職種との連携が求められ、各々下記の内容が考えられる。
 - (1) 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応
 - 歯科疾患の予防・重症化予防や口腔機能に着目した歯科医療の提供
 - 患者に対する歯科医療機関の医療安全体制等の情報提供
 - 地域保健活動に参画し、住民に対する健康教育、歯科健診等の実施
 - (2) 切れ目ない提供体制の確保
 - 病院や在宅等に訪問して歯科診療を実施（訪問歯科診療を実施していない場合は、当該診療を実施している歯科医療機関と連携体制を確保するなど、役割分担の明確化）
 - 休日・夜間等の対応困難なケースは、対応可能な歯科医療機関を事前に紹介するなど、歯科医療機関間の連携体制の確保
 - (3) 他職種との連携
 - 医師や看護師等の医療関係職種、ケアマネージャー等の介護関係職種と口腔内状況の共有等が可能な連携体制の確保
 - 食支援等の日常生活の支援を目的とした他職種連携の場への参画
- 診療内容の情報共有を行うなど、患者が適切な医療が受けられるよう役割分担が必要。また、自院で対応できないケースについては、他の歯科医療機関を紹介するような仕組みを構築する。
- かかりつけ歯科医がどうあるべきか考える上で、卒前教育から生涯研修まで一貫した研修システムが必要であり、歯学教育や臨床研修をより充実する。

4 具体的な医科歯科連携方策及び歯科疾患予防策

<参考資料1 スライド10>

(1) 医科歯科連携方策

- 医科歯科連携等の他職種連携を推進する上で、医科や他分野からの歯科医師や歯科医療に対するニーズの把握を行う。
- 教育分野での連携については、
 - ・医科大学及び歯科大学で双方に、歯学・医学に関する教育・講義を取り入れるなど、大学間の連携
 - ・医科又は歯科の学会で協同のシンポジウム等を開催するなど、学会間の連携

- ・ 歯科疾患と関わりの深い医科の基礎疾患について、エビデンスを集積した上で、医科の診療ガイドラインに記載するなど、治療指針の連携

診療所単位での連携については、

- ・ 医師会立の地域包括支援センター等の取組を参考に、地域歯科医師会が中心となって各分野と連携できる体制を構築
- ・ 地域医師会と地域歯科医師会とが互いの専門分野や診療内容等に関する情報を共有

病院単位での連携については、

- ・ 歯科と医科双方のアプローチが可能となる周術期口腔機能管理センター等の医科歯科連携部門の窓口を設置
 - ・ リハビリ部門等の機能回復部門に歯科を位置づけ
- 等によって、医科歯科連携の更なる推進が期待。

(2) 歯科疾患予防策

- う蝕・歯周病予防を進める観点から、フッ化物局所応用、歯磨き指導、口腔検査、レントゲン等の一連の歯科保健指導、メンテナンス等の予防歯科を更に推進し、これらに必要な財源的支援に努める。さらに、こうした取組みを各地方自治体で積極的に進めるため、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の配置を進めることが必要。
- 口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療施策の充実を図る。なお、歯科健診に関しては、節目健診の充実や人間ドックに歯科の項目を加えることなど充実を図るべき。